

平成29年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：平成30年1月31日（水）
15時～16時35分
場 所：沖縄県南部合同庁舎会議室
司 会：青少年育成班 班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 主幹
記 録 者：青少年育成班 主幹

1 概略

審議の前に、司会から委員5名からあらかじめ欠席の連絡があったことを報告。

続いて出席委員10名（うち1名は遅れて出席）で、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条に規定する定足数の過半数（8名）を満たすため、会議の成立を報告。

次に、沖縄県子ども生活福祉部長が委員に委嘱される者5名のうち、出席している4名に委嘱状を交付後、あいさつを行った。

次に、任期満了に伴い空席となった審議会会長の互選を行い、事務局から前会長の再選案が提案され、異議なく承認された。

次に、審議会会長から任期満了に伴って空席となっている「いじめによる重大事態再調査部会」委員3名の指名及び出席者1名へ指名書が交付された。

その後、審議会会長の議事進行の下、事務局による審議会の概要説明、青少年健全育成等の取組等について報告及び沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定についての説明を行った。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱状交付（子ども生活福祉部長）
- (3) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (4) 審議会会長互選
- (5) いじめによる重大事態再調査部会委員指名書交付（審議会会長）
- (6) 審議会概要説明（事務局）
- (7) 議事（報告）

ア 青少年健全育成等の取組等について～事務局

イ 沖縄県青少年保護育成条例の一部改正予定について～事務局～

- (8) 閉会

2 審議状況

| | |
|-----|---|
| 司 会 | これより議事へ入ります。 議事は会長に進行していただきますので、よろしくお願ひします。 |
| 会 長 | それでは、議事を進行します。 今回は、委員の入れ替わりもありましたので、事務局も含めて簡単に自己紹介をしていきたいと思ひます。 ～ 各委員、事務局自己紹介 ～ |

それではまず、審議会の概要について事務局から簡単に説明して下さい。

～ 事務局説明 ～

審議会の概要について、何か質問はありますか。

～ 質問等なし ～

資料を持ち帰って読み返していただき、何かわからないことがありましたら、事務局の子ども生活福祉部にお尋ねしていただくとよろしいかと思えます。

それでは、議事に入ります。1件目の議事は青少年健全育成等の取組状況についての報告となっております。

事務局から報告をお願いします。

事務局から、青少年の健全育成等の取組について報告が行われ、これに対して下記の質疑・意見があった。

委員 今の社会環境調査について、どういう方々が調査をしているのか。

事務局 社会環境実態調査においては、各市町村のエリアで活動されている立入調査員や、こういった調査員がいない市町村については、市町村の職員がコンビニやカラオケ、ボウリング場といった事業所を回っていると承知しています。

委員 この方々は、その資格があるということでやっているんですね。

事務局 はい。県知事が指定した立入調査員として、調査員証を持っている方を中心にしていますが、知事の指定した調査員がいない場合については、あくまでも任意の調査として、店舗の外観を観察したり、必要な範囲で質問をするという方法で調査していただいている。

委員 私も時々、本屋へ行くが、ビニール本とか色々あるが、目に見えるところにあるものだから。

できれば、「こういったものは奥にあれば良いな」と思うものが、中・高校生達が見るようなところに置いてある。

そういった立場の人達が「これはここに置いて欲しい」ということができればと思う。

前にもあなた方に言ったが、我々には関係ないような感じで、本当だったら子ども達がそういうのを見ていたら、これは見るものじゃないと言える立場の人であれば良いが、そうではない人が行って、お店から「営業妨害だ」とか何か言われる可能性がある。

できればそういうのは出来れば奥の方に、あまり子ども達の目に付かない

ところに置くべきだと思う。

我々はそういう役割を担っているつもりだけれども、口を出せないというのが歯がゆい。

青少年育成の関係の委員になっているのに、そういうのに口出しできないというのが疑問である。

できれば、こういう青少年保護育成審議会に関わっている立場上、こういうことには関心があるものだから。

それと、少年補導員の街頭指導というのはこのことでしょうか？

事務局

取組の中で説明した街頭指導についてですが、これは少年補導員も含めた地域のボランティアの方々も含めた人数となります。

市町村においては、必ずしも少年補導員ばかりではなく、例えばPTAを中心に呼びかけた地域の保護者の方々も含めています。

例えば祭りの後、そのまま残っている子ども達への声かけなどの活動に取り組んでいただいているものもこれに含まれています。

委員

以前に、補導員がこういう2～3名でたむろしている子ども達を注意して終われば良いのだが、逃げる子どもがいるが、注意して終われば良いのに逃げるのを追いかけていくものだから、もしこの子達が車にはねられたとする。そうしたら、誰が責任持ちますかというのが僕にはある。

逃げるのは、悪いと分かっているから逃げるので、追いかけてまで補導するのはどうかと思っている。

悪いのは分かっているが、数人友達がいるから強がっているような子もいると思うので、私は常日頃追いかけてまで子ども達を補導指導するものではないと思っている。

もし、皆さんの方でも何か話合いが持てるのであれば、そういったことも話してもらおうようお願いしたい。

会長

よろしいでしょうか。

委員の御意見の他に意見があればどうぞ。

～意見なし～

確かに補導は難しいんですね。警察の少年補導員に話を聞くと「顔見知りになる」ことを目標にしていると。顔見知りになって、互いに対話ができる雰囲気を作りながら、対等に話をする関係を作ることが、全国的にうまくいっているんですね。

警察補導員制度ができてから、直接的な因果関係はきちんと分析されていませんが、明らかに、人口比で比較しても、非行少年が減ってきている。

沖縄は少年鑑別所に何人いるかと言えば、3名程度だそうです。

かつては、常時十何名と二桁がいたんです。私も勤務していたので知っているが、そのように、少年のいない鑑別所が全国あちこちにある。

そのような実態ですから、その職員は施設や業務の統廃合なども想定して、地域にどう役立てるかということで、積極的に地域に出て行こうという態勢なんですね。

ですから、こういった補導員制度は、今まで放ったらかされていた子ども

が、少しでいいから、色々な機会でお話ができることがあればその機会を使って、良い関係を作りながら支援していこうという流れになっている。

同時に非行のある親達の支援もしながら、子ども達を支援するという流れがあります。

他に何かありませんか。

委員

私達のボランティアサークルがありますが、とにかく悪さをした子ども達ばかり入っている施設ですが、10年ほど前までは、読み聞かせをしに行くとかかなりたくさんいたが、最近は少ない。

減ってきたというのは、補導が行き届いたのか、職員の方々が更生に一生懸命取り組んだからなのかのどちらかだと思うが、私達も「もう読み聞かせに行かなくていいのかな」と思うほど。小学生に読み聞かせをしていたのが、今は中学生までしかいないのが現状です。

会長

先日、研修で呼ばれてその施設に行きました。

以前は「脱走」と言われていた無断外泊というようなことが殆ど無くなっているということです。

驚きましたが、向こうはいつでも逃げられるようになっているんですね。

セキュリティが厳しい施設は県外にあるが、それでも拘禁施設に比べると緩やかではありますが、これまでは全国どこもいつでも家に帰れるとか、逃げ出してということがあったが、今はそれが殆どないと。

これはどういうことかということ、安心して生活できる場になっているということだということなんですね。

ここにいれば食べるものもあるし、悪い事をさせられたりすることも無い、安全安心な環境が確保されているからかなと感じた。

専門の心理士がたくさん配置されていて、沖縄には「情短」という情緒的な短期間の教育を行う施設も糸満にできます。

このように県も努力していて、安全安心な環境づくりという面が大きく影響していると思う。当然まだ課題もあると思うが、そういった雰囲気だった。

所長、園長もそのような説明だった。

しかし、やはり被虐待児童が主であるので、この子ども達は簡単には変わらない、非常に難しいけれども一生懸命にということですね。

他にありますか。

事務局

事務局から、補足ですが、先ほど委員からありました御意見の関連ですが、平成28年の条例改正で、条例に基づく立入調査の事務の一部を那覇市、浦添市、宮古島市に権限移譲したという報告をしました。

その権限移譲後の立入調査が、今年度から本格的に徐々にではありますが、回りはじめて、那覇市と浦添市からは今年度の調査実績の報告が来ている。

報告の中身を見ると、これまで「社会環境実態調査」としてできる範囲でお願いしていた内容よりも具体的に、「成人向けのものは分けて置くように指導した」ということも報告書として上がってくるようになった。

7月の審議会では有害図書審議の際に「県の担当職員が一人で有害指定の

- 事務局 対象になるようなものを探して回るのは無理があるのではないか」という御意見がありました。
- これについても、市から上がってくる報告書を見ると「こういう雑誌は有害指定が必要と思われる」などの意見を付けて上がってきているものもあるので、徐々に権限移譲の成果が出始めていると考えている。
- 今後も県の方からは条例の内容をそれぞれの市に丁寧に説明をして、市町村が自信を持って環境浄化に取り組むことができるような体勢の支援を頑張っていきたいと考えている。
- 会 長 他の県に比べて、沖縄の業者というのはどうなんでしょうか。
- いわゆる協力体制というか、営業上の問題とか表現の自由とか。
- 委 員 10年スパンで考えると、以前のように有害図書の販売力というか、そういうものはだいぶ衰えているような感じがする。
- それよりも、子ども達がネットで検索してということなど、それでレンタル店でも借りなくなっているし、殆どネット。
- それと、先ほど委員がおっしゃっていたことと関連だが、私達が今も指導しているのは、奥の見えないところに成人コーナーを置くのはやめろと。逆にレジから見える、レジから近いところにアダルト本を置くようにと。
- そうすると、人目を感じるので、それを逆に見なくなると。そういう指導をしております。
- 先ほどの委員の御意見では「もっと奥の、客が来ないところがいいのでは」という話もあったが、これに対しては業界としては真逆の指導をしているところですよ。
- 委 員 私もそれはそう思う。大手のビデオ店に行っても、カーテンのようなものが結構レジから遠いところに、有害のビデオなんか置かれているが、それはやはり視界から届かない。
- 委員がおっしゃるように、レジの隣とか人目につくところだと、たくさんの方が来るので、衆人環視できるのではないかと。
- むしろ監視できる場所、ちゃんと注意をして、子どもが安全に、と…。
- 会 長 これは防犯の研究でも、コンビニなどレジが入り口にあった方が、強盗に遭う率がグンと落ちると。前は奥にあって、かなり多かったが今は殆ど入り口にレジがある。
- 委 員 先ほども言ったが、10年スパンで考えると、もうコンビニや書店、ビデオ店では、アダルト商品は魅力のある売り上げのあるものではなくなるという状況ですよ。
- 会 長 今はネットですよ。
- 結局、ネットで一番売り上げるのがポルノグラフィですよ。
- 文科省もJKビジネスといって、女子高生達のこういったものとか、強引なポルノビデオの出演などの問題から、高校生を対象に擁護しなければいけ

ないというのを大きな課題と位置づけて、去年くらいから取り組んでいる。

今後はネットですね。そういう世界でどうするかということだが、こういったことについて何か情報提供ありませんか。

委 員

難しい問題だが、フィルタリングソフトとかがあるので、そういったものをしっかり使うということがまず第一だと。ただ、100%防げるかということそうではないというところで、なかなか難しいところがあるが、徐々に技術の方も追いついてきているというか。

あとはプライバシーとの関わりで、どこまでやっていいのかというところの、法律の変化であるとか、そういうのが一つずつインターネットに追いついてきていると。

まずは、こういうフィルタリングソフトをしっかりと入れて、若手のパソコンとかスマホであるとか。そういうものを活用することがまだ今は一番かと。

会 長

見えやすく、わかりやすくという形で、隠すとかシャットアウトするとかということよりも、情報をきちんとしながらということですかね。

委 員

さきほど、補導とか無断外泊とかが減って良くなってきている傾向があるという話がありました。

相談センターの現状としては、何回か補導されて、施設に入って逃げ出してということを繰り返してきながら、やはりそういうところには行きたくないという若者、中学生高校生がおります。

その子達を親に戻そうにも、親が受け入れないという現状もあるし、協力事業主の方にも、宿泊のあるところに限るといような現状もある。

まだまだ、施設というか、そういうところをどうしていくかという問題もある。

会 長

そうですね。沖縄というのは県外に比べて、11～13歳の非行が非常に多い。

低年齢化が最も特徴的なのが沖縄と言える。しかし、落ち着いてきて非行がなくなっていく年齢も県外よりも早い。

これは青少年の発達との関連もあるが、早めに悪さをするとおそらくそれによって色々な人達が絡んできて、だんだん落ち着いてくるのかなという感じがする。

世界の統計では、何かしらの措置をしなくとも、25～6歳頃には犯罪行為がだんだんなくなっていく傾向にあることが分かっている、一部の人だけが何回も再犯を繰り返すという課題が見えている。

日本の非行問題は、この再犯で、再犯防止法というのができて、これは今まで国が保護観察とかをやっていたのを、県や市町村にもこの法律でもって絡んで欲しいという形で、再犯防止策というものを積極的に進めている。

沖縄の場合も、非行少年の数の比率は多いが、ある一定の少年が何回も再犯しているという統計になっている。

一定の少年というのはどういう少年達かということ、保護的なシステムに引っかからない、保護観察もあるいは家庭的なものでうまくいかないとか。

しかし、沖縄は青少年問題の中で特に不良行為というのがダントツで、つ

まり2、3%が刑法犯で、あとの98%が不良行為で、その中の8割が深夜はいかい。あとは飲酒とか喫煙とかがありますが、基本的には深夜はいかいであると。

しかも同じ子ども達は何回も補導されるので、補導件数がうんと上がっている。

だから、たくさんの少年達が、非行をする子が多いのではなく、重い子達の一部が回数を上げていて、深夜はいかいの補導件数を増やして、という事情がある。

県外に比べて、沖縄では変な事件は起こりませんよね。刑法犯でも殆どは窃盗の万引き、自転車盗、空き巣とかもありますが、車上狙いがちょっととか、この辺は変わらない。

ですから、家庭機能と家庭経済との関係とかに焦点を当てた分析がされるのではないかと。

次に、フレンドシップの事業について追跡調査をしていて、このプログラムが子ども達の成長にどのような影響があるかということ、沖縄国際大学の准教授がデータ分析している。

これを見ると、「自分は何々できる」という「自己有効感情」と言いますがこういった感情が非常に高まっているという良い結果が出ていて、事業の効果としてはおもしろいと思う。

次に沖縄県の青少年保護育成条例の一部改正予定について、事務局から説明して下さい。

事務局

沖縄県青少年保護育成条例の一部改正についてですが、昨今の急速な情報技術の向上ということで、スマートフォン、アプリケーション、公衆無線LANという機器が普及し、子ども達が身近にインターネットを見る環境が広がっております。

それに伴って、フィルタリングの利用率が思っていたように伸びていかないという状況が国で把握されていますが、このような状況に対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」の改正が6月に決定し、明日2月1日から施行されることになっております。

この法律の中で、沖縄県の青少年保護育成条例に関連する条項がございますので、法律の改正に伴って、条例で引用している法律の条文がズレたり、法律の定義と条例の定義にズレが生じるものを整合させるための改正が必要であるということで報告させていただきます。

この法改正の概要ですが、用語の定義が一部改められています。

これは何かというと、「携帯電話インターネット接続役務」という言葉を使っていますが、携帯電話やPHS端末からインターネットを見ることができるようサービスを提供するというものがあります。

こういったサービスを提供する契約をする場合に、色々な義務があるということを法律と条例の二本立てで規定しています。

法律の規定を引用した、条例の義務の関係で、法律の定義に合わせた整合を行う必要があるというのがまず一つです。

それともう一つは、法改正で、「第何条」という条号が変わっているのがありますので、条例で引用している条号でズレが生じるものを整合させるということでもあります。

法改正の概要について、内閣府が公開している資料をお配りしていますが、これはまずフィルタリングの利用促進を図るための改正ということでもあります。

改正の大きな柱の一つは、携帯電話インターネット接続役務の提供事業者とその契約代理店に新しく義務付けを行いますということで、3つあります。

1つめは青少年確認の義務、2つめはフィルタリングの説明義務、3つめはフィルタリング有効化措置義務というものです。

青少年確認というのは、携帯電話インターネット接続役務を提供する事業者やその契約代理店が、サービス提供の契約をする場合に、実際に機器を使うのが誰かを確認しなさいというものです。

これまでは、保護者側から申し出る義務しかありませんでした。保護者の側から「これは子どもに使わせる」ということを申し出なさいという規定になっていましたが、これに加えて、事業者側からも端末を使うのは誰かを確認しなさいということを経法律で義務付けるというものです。

二つ目は青少年がこういった機器を使って、携帯電話回線を経由したインターネットの閲覧をする場合に、色々な有害情報を見る可能性があることを説明しなさいというもので、こういった有害情報を防ぐための手段として、フィルタリングが効果的であること、つまり、子ども達を有害情報から守るために、フィルタリングが必要だということと、どのようなフィルタリングなのかということを保護者と青少年に説明するという義務を今回法律で新しく追加するというものです。

三つ目のフィルタリング有効化措置ですが、携帯電話でのインターネット閲覧ができるサービスの提供の際、実際にこの機器を客に渡す時には、フィルタリングができる状態にして渡しなさいという義務付けを法律に新たに規定しましたというものです。

それと、このフィルタリングの義務の対象機器というのを、従来は、「携帯電話インターネット接続」のサービスですから、この機器は携帯電話とPHS端末の二つしかありませんでした。

今は、スマートフォンでも携帯電話回線でもってインターネットを見ることが一般的で、スマートフォンも非常に普及していますし、あとは通話機能のないタブレット端末、無線LANなどの設備がなくてもどこにいても携帯電話の電波でもってインターネットが見れる機器についても、このような義務の対象にしますというのが定義の変更になります。

これまで部分が、県の青少年保護育成条例の中身にも影響してくるものになります。

その他にも、事業者側に新たに義務付けされるものがありますが、携帯電話やPHS端末を製造する事業者は、フィルタリングがすぐ使えるように、

あらかじめ機器に入れた状態出荷してくれということや、フィルタリングを簡単に使えるような仕組みにしてくれということを経済義務付けるというのが二つ目です。

三つ目がOS開発事業者ですけれども、インターネットを見るためのプログラムを開発する場合には、フィルタリングの有効化、容易化といった措置がスムーズにできるようなものにするよう努力する義務が法律に規定されたというのが大きな内容でございます。

施行期日については、公布の日から起算して1年を超えない範囲となっており、昨年6月23日に公布されてますが、政令で定める日ということで、内閣府からは明日つまり2月1日に施行を定める政令が施行されると通知されております。

次に、内閣府が関係省庁とともに作成した国民向け法改正に関する啓発資料をお配りしております。

今申し上げた法改正の内容を国民向けにわかりやすくかみ砕いた内容になっております。

カラーのリーフレットもお配りしておりますが、このリーフレットの法改正の部分を、県内事業者の協力を得て、情報配信タブレットで県民向けに発信しているところです。

次に、県で作成したチラシの写しをお配りしていますが、これはフィルタリングに関する義務付けを、平成26年の改正で新たに条例に盛り込んだ際に、県民向けに周知するために作成されたものです。

現行条例は、平成26年7月1日に施行した部分の規定ですが、これは保護者の、子どものインターネット利用に関する適切な教育と管理に務めてもらうため、携帯電話の事業者や販売店が、契約にあたって、機器を使うのが誰かということや、子どもが使用するのかどうかを確認することは、これまで条例で規定しておりました。

法律には、保護者からの申出義務しかありませんでしたので、保護者の申出をしっかりとってもらうために、事業者からも確認するという、つまり法律を補う趣旨での規定ということで、現行の条例には規定しております。

「フィルタリングの説明」についても、これまで法律には義務付けがありませんでしたので、現行の条例で規定しております。

携帯電話は色んな所で持ち歩いて使えるものですので、子どもが携帯電話でインターネットを利用することによって、親の目の届かないところで色々な危険な情報や良くない情報に触れるリスクがあるということを説明してもらうことや、フィルタリングの必要性や、どのようなフィルタリングサービスが出来るのかという説明を書面でもって行う義務を条例で規定しています。

この二つの規定が置かれている理由ですが、改正前の法律でも、青少年が携帯電話やPHS端末を使ってインターネットを見ることが出来るサービス

を提供する場合は、フィルタリングサービスを申し込むことを条件に契約できるという内容になっておりました。

つまり、青少年が使う携帯電話のインターネット閲覧のサービスは、フィルタリングサービスに加入する条件でないと契約できないとなっておりますが、但し書きで「保護者がフィルタリングサービスを使わないと申し出た場合」はフィルタリングサービスなしの青少年との契約も可能なつくりになっておりますが、この部分については、改正後も同じです。

保護者からのフィルタリング不要の申出を担保するために、現行の条例では、保護者がどのような理由でフィルタリングサービスが必要ないと申し出たかということを書面で提出するという義務を保護者に課しております。

保護者から提出された「理由書」と呼んでいますが、この書面を、携帯電話事業者には保存する義務を、現行条例では課しております。

法律の趣旨を補うための規定であります。

このように、現行条例でも、「青少年インターネット環境整備法」の規定を補う規定をいろいろと盛り込んでおりますので、元になっている法律が変わった部分について、ズレてくる部分を整合させるための改正が必要だということです。

現行の条例と改正前の青少年インターネット環境整備法の関係条文を並べた資料をお配りしております。

条例で、法律の何条何号を引用しているのかということを整理するために、このような対比表を作って、県の方で具体的にどのように改正する必要があるかを検討しております。

また、国の資料ですが、青少年インターネット環境整備法の新旧対照表を見ながら、改正された法律の内容と条例を整合させるための作業を行っているところでございます。

検討にあたり、似たような条例を置いている都道府県とも情報交換をしながら作業しておりますが、中には書面提出の義務に関する部分で、昨今の技術の進歩を踏まえて、紙ではなくいわゆるタブレットでの電子署名などといった電磁的な方法も可とする改正を行っているところもありますので、沖縄県でもこのような情報を踏まえて、どのように改正するかを検討しております。

具体的な改正の中身については、今後概ね年度内に、沖縄県のパブリックコメントとして広く県民から意見を募集する予定でございます。

委員の皆様にも、このパブリックコメントの期間に合わせて、条例改正に関する御意見をいただきたいと考えております。

そのパブリックコメントの内容を踏まえ、反映すべき所は反映するような改正案を作りまして、最終的に6月の沖縄県議会に条例改正の案を上程することとして作業を進めているところであります。

従いまして、今回は予定があるという報告をしておりますが、6月議会の

前には、パブリックコメントの結果がまとまった後になると思いますが、また審議会にも具体案をお示しして御意見をいただく機会を設けたいと考えております。

条例改正の予定についての説明は以上です。

会 長

なかなか聞き慣れない言葉が出たりして難しいですけども、要するに通信の機能があちこちで使えるようになっていく中で、有害な情報をどのようにストップしたり制限したりするかということはなかなか難しいという状況の中での法規改正だと言うことですね。

基本的な面では変わらないということではありますが、共通システムのなかでの言葉とかそういったものということとかですね。

事務局

色々専門的に難しい用語が出てくる関係で、事務方もだいぶ勉強に苦心しております…

会 長

最近は、こういったものを使って辞書を引くことも頻繁にあります。

わからないんですよ。「公衆LAN」ってこういうものかなと思うんだけども、一応確認ということで引いたり。

やはり、情報産業業界でもどんどん新しい技術が出てくるんでしょうか。

委 員

今の話でいうと、携帯キャリアがしっかり年齢確認をするであるとか、フィルタリングソフトを最初から入れておくとかそういったことが求められていると思いますし、そういうふうに進んでいくんですけども、一方で、教育というか、インターネットを正しく利用することをしっかりと子どもに教えてあげないと、いくら新しいソフトを作っても、おそらく詳しい子だと破ってしまう。

実際そうだと思いますが、子どもさんの方が親御さんよりも詳しいんですよ。たぶん、色々決めても、作っていても、おそらく詳しい子だと、破ってしまうとか、抜け道を探してしまうのがそういう世界です。

その意味では教育が大事かなと思うのは、有害図書と有害サイトは閲覧することで害があることは同じなんですけど、一番違うのは、有害サイトにアクセスしたときに、ウイルスに感染するリスクが非常に高いんですね。

コンピュータウイルスにスマホであるとか自宅のパソコンが感染してしまった場合、最近だと「ランサムウェア」という言葉が飛び交ってますが、これは何かというと、自分のスマホだとかパソコンが乗っ取られて画面が出てくる訳ですね、「10万円払ったら使えるようになります」みたいな。例えばそこに自分の電話番号とか知人の電話番号なりメールアドレスといった情報が入っているので、やむなくそれを払ってしまう人がいるんです。

そういったウイルスに感染するリスクというのは、有害サイトを閲覧することによって高くなるということもある。

また、被害を受けるだけではなくて、もっとまずいのは、加害者になる可能性も出てきていて、スマホやパソコンが乗っ取られてしまうと、例えば国の機関のホームページを攻撃したりとか、自分の意思とは違うところで勝手に操作されてという事件も起こっているということがあります。

そういうサイトを見ると言うことは、ウイルスに感染するリスクも高いですし、感染すると自分の持っているパソコンの情報が流出するリスクもあるし、相手に被害を与えてしまうリスクもあるということを、使い始めの時から子ども達にしっかりと教えてあげれば、それが抑止力にならないかなど、単純に見ているだけではなくて、感染して被害に遭ったりということを教育ということも大事なかなど。

会 長 簡単になりきり、その人になりきるということもできるということですからね。

サポートセンターの関係でこの件について何かありますか。

委 員 今の説明の中では、有害情報の閲覧のことがありましたが、教育現場ではもっと深刻な状況でして、例えばいじめが巧妙化していく中に、ネットが関係しているということがあります。

昨年、暴力行為が動画に撮られて、これが拡散してしまったという事例があって、大変な事態になってしまった。

これは、いじめ防止基本方針の中にそのようなものも位置づけたりとか、ネットいじめということで、アプリを利用して悪口の書きあいをしているなどもあって、現場ではそういったところの取組について、毎年のように小中学校において県から講師を招いて、正しいネットの使い方やフィルタリングもそうですが、そういった講話をしていただいて子ども達には理解させるようにしているが、やはり判断が弱い子などは、こういった興味本位で自分の写真を載せてしまって拡散してしまった、その後にも大変困った状況になってしまったということがあります。

たくさん教育的な指導資料は出ているのですが、なかなか今ひとつ効果は上がっていないというのが現場で感じていることです。

私が以前に勤めていた沖縄市では、子どもと保護者に三つのお願いとして、「フィルタリングをしっかりやりましょう」とか「利用時間を決めましょう」とか、これはあまりにやり過ぎて睡眠被害というか、目が覚めてしまって眠れないという状況が多いということですが、また「ネチケツ」といいますか、正しい使い方を理解して持たせましょうということを市民に対して広報活動をしなが、マスコミも協力してもらって啓発に取り組んだということもありますが、なかなか浸透するのに時間がかかるなというところですよ。

会 長 どうもありがとうございました。貴重な情報をありがとうございます。
P T Aでも話題がありますでしょうか。

委 員 P T Aとしては、今年で3回目でしょうか、高校のP T A連合会と、小中の県P T A連合会がタイアップして、スマホルール作りというのを年に1回開催している。

文科省のネットキャラバンの方々を招いて講演会を開いたり、パネルディスカッションとして、実際使っている年代の中高生とその保護者も一緒に、使い方について、親の側の意見と子どもの側の意見とか。

私達もかつて子どもの側であった頃、親から、上から言われて抑圧されて、

「使いな」「この時間になったら寝ろ」と言われると、やはり隠れてこそこそ使ってしまうことがあったが、今の子ども達も同じことで…

でも今の子ども達は、やはり先ほどもあったように、学校でもそのような話を聞く場面が親以上に多く機会があるので、ある程度の知識というかモラルについては心得ているところがある。

自分がこれ以上起きて相手をしていると、自分もトラブルに巻き込まれるし、朝が起ききれなくなるということを認識はしているということは感じている。

うちの子もそうなのですが、テレビは一切見ないんです。家庭の中では。だからテレビの情報は全く知らなくて、ニュースなどは新聞を誰かが読んだのを耳から聞くか、ネットでのニュースで、高校生はもうスマートフォンを持っているので、親としても便利な連絡ツールとしてアプリを帰宅時間の連絡などに活用している。中学生は、利用している教育講座でタブレットを推奨しているので、それでW i F iを使って無線LANでそういった学習をするのですが、本来の目的は学習のために持たせているはずが、そうではない使い方が9割方で、お友達とのやりとりになったりとか…私も毎日戦っているところなんです。

会 長

本当に、便利なのは、どんどん現場で。学習するというのは、実は便利さを学習するということになりますからね。子どもの関心を、目立つような形で、面白ければどんどん…

昔、電話が流行る時に、犯罪が増えるだろうと。電話で脅迫するとかね、それですごく不安がありました。いつの間にか電話どころかインターネットという見えない世界を扱う、情報を扱う時代になっている。

そういうことで、色んな課題というか問題があるということですので、これについては、きちんと整理でき次第、パブリックコメントをいただいた後に整理して、また審議会で審議という手続ですね。

会 長

あとは、スクールカウンセラーの立場で青少年問題に関して感じていることなどありませんか。

委 員

今出てきた中で、普段この部署で相談を受けてますので、様々な事例が頭をよぎっているのですが、一つネットに関しては、いじめに近いものが最近が増えてきていて、暴行動画事件もそうですが、これまでいじめというやんちゃなタイプだとか、わかりやすいタイプだったのが、誰でも気軽に写真とか動画をアップできるということがある。

気軽に回ってきて、拡散が非常に早く進んで、そんなつもりはなかったんだけど、後ですごく大きな問題になっているということがある。

おそらく暴行動画事件の時も、学校は大変だったと思うが、誰でもSNSとかネットに近いので、結構大きなことになっているというのは、もう各学校に起きている。

大学生の話を知っていると、最近学生さん達がいうのは「ラインを見ない」と。「ラインに疲れている」と。ラインを見なくても読めるので、学生さん

達を見ると、このアプリに出てくる「未読マーク」が100件とか付いているんです。読まないんです。そのやりとりが面倒くさくて。

グループトークなどは活用されているのですが、コミュニケーションが面倒くさいんだと。じゃあどうするかというと、コミュニケーションしない訳では無くて、今度は別のアプリを使って、この友達とはここでやるとか、この友達はこれで、といったような感じで。

トラブルも多くて、そんなつもりはなかったけれども、受け取り方がマイナスに受け止めると問題になって、「いじめられた」と言って相談に来るんですが、もう一方も相談に来て「あの子から全然返信が来なくてグループ活動がうまくいかない」ということがあります。

会 長 やはり人と人の対面だとそれだけの情報が直接入ってきますし、表情や目線を見たり、身体のちょっとした動きを見たりしながら我々はやりとりできるんですけども…

委 員 それで、非常に変わったと思うのは、学生相談に携わって7、8年になりますが、以前は「メールは難しい。長文を書くのが難しい。」と、2、3年前の学生は「アプリが短くて楽だ」と言っていたんです。

 メールをするのは昭和の世代だと言われた訳です。そしてもうアプリもイヤだとなっている。次々変わっていくのでついていけないといけないなど。

会 長 変化は止めることはできませんし、そこでどういった情報処理とか見立てをすとか、先行きを見通すとかそういった判断とか思考というのが要求される。

 そのためのサポートの仕方というのは、従来のような「こういったときはこうしなさい」というやり方ではいけない。どんどん変わっていくわけだから、昨日取った杵柄は今日は使えない、とそうなってくるとどんな風に教育し、サポートしていくか、という難しい問題を青少年保護育成審議会も抱えていくということになりますかね。

 皆さん、今日は本当に忙しいところありがとうございました。

 議題は以上となります。

 ～審議終了～

最後に、次回の審議会の開催日程見込みについて連絡を行い、閉会した。

以 上